

亀山市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、区域を表示した図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年4月4日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11223
- 3 路線名 能褒野52号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
能褒野町字能褒野 32番43地先	能褒野町字能褒野 32番1地先	32.60	最小	6.00
			最大	13.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11224
- 3 路線名 能褒野53号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
能褒野町字能褒野 65番9地先	能褒野町字能褒野 65番77地先	87.80	最小	6.00
			最大	9.80